

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|--------|--------|----|-----------|--|--|--|
| 29-指-1 | P24～28 | 指摘 | 地域包括ケア推進課 | <p>【社会福祉法人相模原市社会福祉協議会】 会計上の表示に関する事項について</p> <p>会計(社会福祉法人会計基準)上の表示に関して、次の事項が発見された。</p> <p>資金収支明細書と事業活動明細書(地域福祉拠点区分)の科目不整合 市からの「補助金」及び「事業受託金」の科目名は、資金収支明細書と事業活動明細書において同一名称になるはずである。</p> <p>業務未収入金と業務未払金の過大計上 「業務未収入金」と「業務未払金」の科目は、事業活動から生じた外部に対する金銭債権や金銭債務を計上するためのものである。残高明細を閲覧したところ、内部取引が消去されないで、上記科目の残高に含まれていた。</p> <p>未払法人税等及び未払消費税等の区分掲記 未払法人税等及び未払消費税等について、貸借対照表上に未払額が計上されることになるが、業務未払金に含まれている。本来は「未払法人税等」及び「未払消費税等」の科目に振替えるべきである。</p> <p>ワンイヤー・ルール(1年基準)の不徹底 貸借対照表上、貸付金はすべて「長期貸付金」として固定資産に計上されている。貸付金残高は「生活資金一時貸付」、「要援護世帯生活資金貸付」、「社会福祉事業振興資金貸付」の3種類に区分されているが、その中には1年以内に回収予定の部分もあるため、1年以内の回収予定額は流動資産に区分計上すべきである。</p> | <p>一部措置済(H30.10)</p> <p>一部措置困難(R6.1)</p> | <p>資金収支明細書と事業活動明細書(地域福祉拠点区分)の科目不整合 資金収支計算書と事業活動計算書の「補助金」及び「事業受託金」の科目名に不整合があったため、平成29年度決算から資金収支計算書の名称に統一することに改めた。</p> <p>業務未収入金と業務未払金の過大計上 平成29年度決算から資産・負債の残高を適正に表記するため、事業未収金と事業未払金の内部取引消去処理を行った。</p> <p>未払法人税等及び未払消費税等の区分掲記 平成28年度において「事業未払金」として処理していた未払金を、平成29年度においては、「未払法人税等」及び「未払消費税」として科目を設けて独立掲記することに改めた。</p> <p>ワンイヤー・ルール(1年基準)の不徹底 「社会福祉事業振興資金貸付」については、平成29年度決算において、決算日翌日から1年以内に返済期日が到来する返済予定額を貸借対照表の流動資産に計上し、「要援護世帯生活資金貸付」については、平成30年度決算から1年以内に返済期日が到来する返済予定額を貸借対照表の流動資産に計上することに改めた。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|----|------|----|-----|---|------------|---|
| | | | | <p>拠点区分別、事業区分別の計上の必要性 退職給付費用を各拠点区分、事業区分に配分しておらず、社会福祉事業区分に一括計上している。適切な金額を公益事業区分へ配分することが必要である。また、貸借対照表への退職給付引当金の計上も各拠点区分、事業区分に配分して計上すべきである。</p> <p>不十分な財務諸表注記 ・法人で採用する退職給付制度について、支給基準(内部規程)に基づいて支給する旨は記載されているが、制度の説明としては不十分である。外部の拠出金制度を利用している旨の記載が必要である。 また、「独立行政法人勤労者退職金共済機構」の掛金は「雑費」勘定で費用計上しているが、厳密には「退職給付費用」勘定を使用すべきである。 ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益の明細表には、時価及び評価損益の記載がない。重要な情報であるため、開示すべきである。</p> <p>開示が不十分な明細書 市からの補助金の年間合計額は、事業活動明細書上で科目別に区分計上されているが、補助金事業等収益明細書上では、補助金の種類別年間合計額が算出できず、事業活動明細書との照合ができない状態にある。 一方、規定で要求されていない科目の明細であっても、読者の理解に資するものは、積極的に開示すべきである。(例えば、社会福祉事業振興資金の相手先貸付残高)。</p> | | <p>拠点区分別、事業区分別の計上の必要性 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会経理規程は、社会福祉協議会モデル経理規程(社会福祉法人全国社会福祉協議会平成29年4月1日改定)に基づき整備を行っている。 同モデル経理規程において、拠点区分については、事業の性格、事業の予算規模、職員の配置状況を踏まえ、各社協が判断することができるかとされている。社会福祉法人相模原市社会福祉協議会においては、公益事業区分における常勤職員に係る退職給付費用については、予算規模、職員の配置状況を踏まえ、引き続き社会福祉事業区分に計上する。</p> <p>不十分な財務諸表注記 ・平成29年度決算から、計算書類に対する注記に当法人で採用する退職給付制度のすべて(退職共済制度、中小企業退職金共済制度及び社内積立の退職一時金制度)を記載することに改めた。 なお、「独立行政法人勤労者退職金共済機構」の掛金については、平成30年度から「退職給付費用」勘定とすることに改めた。 ・平成29年度決算から、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益を記載することに改めた。</p> <p>開示が不十分な明細書 社会福祉法人会計基準の規定に基づく計算書類の附属明細書について、該当する事由があるものは、全て作成しているが、このうち補助金事業等収益明細書については、事業活動明細書との照合が可能となるよう平成29年度決算から、補助金ごとの交付金総額を記載することに改めた。 なお、本会の活動状況を理解する上で必要となる項目については、今後も事業報告書への記載を行っていく。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|--------|--------|----|-------|--|-------------|--|
| 29-指-2 | P29~31 | 指摘 | 地域福祉課 | <p>【社会福祉法人相模原市社会福祉協議会】補助金の会計処理について</p> <p>「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」は、平成28年度から開始された制度であり、国と市から補助金が交付されている。実務的には平成29年1月から実施されたため、貸付の実績はなかったが、事業活動計算書上では、2,450千円の市補助金収益が計上されている。</p> <p>上記の貸付金に関しては、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課から、事務連絡として「新たな貸付制度の会計処理に関する基本的な考え方について」(平成29年5月29日)が公表されており、これに従うことが必要である。ただし、公表日が遅かったこともあり、原則は平成28年度決算より採用すべきであるが、翌年度からの採用も容認されている。</p> <p>新しい会計処理の概要は以下のとおりである。</p> <p>国や市から補助金を交付された際は、特別収益区分で「貸付事業補助金収益」を計上する一方、資本の部に「国庫補助金等特別積立金」を同額積み立てる。</p> <p>この相手勘定は、特別費用区分の「国庫補助金等特別積立金積立額」である。従って、利益と費用が同額計上されるため、利益には影響を与えない。</p> <p>貸付を実行した時は、貸借対照表の資産の部に貸付金を計上するが、現預金と貸付金という資産間の振替処理のため、損益には関係しない。</p> | 措置済(H30.10) | 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡「新たな貸付制度の会計処理に関する基本的な考え方について」(平成29年5月29日)に基づき、平成30年度から「国庫補助金等特別積立金(ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金)」等とする新しい会計処理に改めた。 |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|----|------|----|-----|--|------------|-----------|
| | | | | <p>返済免除の要件を満たした場合は、貸付金を減額し、同額をサービス活動費用区分で「償還免除額」として費用計上するが、同額の「国庫補助金等特別積立金」を取崩し、「国庫補助金等特別積立金取崩額」を計上するため、ここでも費用と収益とが同額となり、利益には影響を与えない。関連する諸費用が発生した場合も「国庫補助金等特別積立金」を取崩し、当該費用を相殺することになる。</p> <p>以上により、補助金が交付され、貸付を行い、免除する間(数年を要するが)、利益は発生しない仕組みとなっている。</p> <p>具体的には、交付された補助金の全額を前受金に計上しておき、免除が決定した事業年度に収益(補助金の受取り)と費用(免除損)を同額計上する方法が適当だったと考えられる。</p> <p>(業務に関連する事務費相当額48千円は、収益計上が可能である)。</p> <p>実際に、平成28年度末においても、国等からの補助金の交付が先行したため、33,610千円が前受金に計上されている。貸付実績がないのに、貸付予定額で収益を計上する方法は、適切とは言えないと判断される。</p> | | |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分 (公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|--------|--------|----|-----------|--|-----------------|--|
| 29-指-3 | P31～32 | 指摘 | 地域福祉課 | <p>【社会福祉法人相模原市社会福祉協議会】 資産の管理業務について</p> <p>有価証券の格付け情報の入手 「あじさい基金資金運用規程」第9条では、保有する有価証券について格付け情報を入手することが求められているが、入手していなかった。</p> <p>貸付先の財務資料の入手及び閲覧 「社会福祉事業振興資金貸付」は多額かつ長期にわたる。貸付先である社会福祉法人の決算書を入手し、財務内容を検討すべきであるが行われていない。</p> | 措置済 (H30.10) | <p>有価証券の格付け情報の入手 市社会福祉協議会が保有する有価証券に係る格付け情報については、あじさい基金等資金運用要綱を平成30年2月15日付けで改正し、当該有価証券を保有する各証券会社から、毎会計年度9月末日及び3月末日等における有価証券の時価と帳簿価額の比較表作成に当たり入手する時価情報と同時に入手することに改め、入手漏れを防ぐこととした。 この改正に基づき、平成30年3月末日現在の格付け情報を入手し、その確認を行った。</p> <p>貸付先の財務資料の入手及び閲覧 社会福祉法人の決算書等については、社会福祉法に基づきインターネット上で財務諸表等の公表が義務付けられており、平成30年度から、これを活用して社会福祉事業振興資金貸付先各社会福祉法人に係る毎会計年度の決算書を入手し、当該法人の財務状況を確認することに改めた。</p> |
| 29-指-4 | P62～66 | 指摘 | 地域包括ケア推進課 | <p>【公益社団法人相模原市シルバー人材センター】 外部監査制度の導入・設置等の有無について</p> <p>外郭団体が毎年度作成し市が公表することとなっている「外郭団体の経営評価に係る基本調書」では、平成21年度より外部監査制度を導入している旨の記載があるが、実際には税理士法人が提出した「公益法人会計基準に準拠した財務諸表である」旨の報告書を外部監査と誤認していた。</p> | 措置済 (H30.5) | <p>市ホームページにて公表している平成26年度から平成29年度までの基本調書中の該当部分について、平成29年12月に「無」に訂正を行った。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|--------|--------|----|-----------|---|------------|---|
| 29-指-5 | P66~68 | 指摘 | 地域包括ケア推進課 | <p>【公益社団法人相模原市シルバー人材センター】 会計処理について 特定資産(定期預金)と未払金の過大計上 平成28年度末の預金の残高証明を財務諸表等(財産目録等)と照合した結果、貸借対照表上の計上額の方が多額であった。原因は、決算作業後に確定した要積立金につき、年度末において、対応する定期預金が既に存在したかの様に会計処理したためである。 結果として、資産と負債(「未払金」勘定)が同額で過大計上されている。</p> <p>費用(委託費)と収益(受取事務費等)が二重計上 指定管理業務(相模湖ふれあいパーク)の委託費の内、施設維持管理等(約4百万円強)を会員に委託しているが、この部分につき、受取事務費・受取配分金(以上、収益)と支払配分金(費用)を追加計上している。 外部からの収益はあくまで指定管理業務に係る受託事業収益のみである。受取事務費分だけ委託費が安く済んでいるため、まずこの両科目を相殺する。さらに、受取配分金及び受取材料費等は、同額で費用に計上されている、「支払配分金」及び「支払材料費等」と相殺する必要がある。</p> | 措置済(R2.1) | <p>特定資産(定期預金)と未払金の過大計上 決算段階においては、剰余金(要積立金)が確定していないことから、当該剰余金相当額は普通預金に存在したままとなっているにもかかわらず、平成29年度までは、当該剰余金見込額を定期預金に積立てた想定で特定資産として計上し、さらに当該見込額を振替予定の額として負債(未払金)に計上していたことで過大計上となっていた。 平成30年度からは、実態に合わせ普通預金のまま管理し、財務諸表等を作成することとした。</p> <p>費用(委託費)と収益(受取事務費等)が二重計上 当該団体の財務諸表において、指定管理業務として受託した業務に係る経常収益及び経常費用については受託事業収益及び委託費のみであるにもかかわらず、経常収益に受取事務費、受取配分金及び受取材料費等を計上し、経常費用についても支払配分金及び支払材料費等を計上していたため、収益と費用が二重計上になっていた。このため、当該業務については、収支の実態に合わせ、受託事業収益及び委託費のみ計上することとした。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分 (公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|--------|----------|----|-------|--|----------------|--|
| 29-指-6 | P113~120 | 指摘 | 産業政策課 | <p>【公益財団法人相模原市産業振興財団】 市の産業振興財団に対する委託事業</p> <p>成果物である業務実績報告書には、総合的な支援体制に関する記述はない。補助金の申請支援など個別の企業に対する支援が大半である。業務仕様書に記載された業務内容が、仕様書通りに適切に実施されたのであれば、その結果が業務報告書に反映されるべきであり、適切に実施されていないのであれば、委託費の返還を求めるべきである。</p> <p>「ものづくり中小企業に対する支援」と「各種情報収集及び連携体制構築」は、少なくとも見積書においては業務別に見積もられるべきものである。随意契約を前提に業務仕様書を作成すべきではない。</p> <p>事業の成果について記載がなければ、当事者(所管課と産業振興財団)以外の第三者には業務が適切に行われたかどうかは不明である。契約自体が随意契約に基づいて行われており、仕様書も業務量等が明確となっていない。契約金額の妥当性は、仕様書や業務実績報告書から説明がつくものではない。当事者間で納得のいくものであっても、第三者からは見れば不明なものであり、行政の透明性から逆行するものである。</p> <p>仕様書を競争入札に付す時と同様に適切に作成し、仕様書の業務内容にある成果を業務実績報告書に記載を求め、業務が適切に行われたものであることを記録に残すようにすべきである。</p> | 措置済 (H31.3) | <p>本市工業は県内では横浜、川崎に次ぐ規模を誇り、製造品出荷額等は約1兆1,000億円であり全国でも有数の工業都市となっている。「ものづくり企業総合支援事業委託」は、本市において、製造業の9割以上を占める中小企業を訪問し、それぞれの企業の経営課題の解決に向けた具体的な支援を行う事業であり、その事業内容は、製造ラインへのロボット導入の相談に対する専門家の紹介、生産性を向上させるために設備導入へ補助金を交付する国の制度の採択支援や、大学の研究室との共同研究に向けたマッチングなど様々である。</p> <p>本事業で得られる成果は、個々の企業の課題や相談内容によって多種多様であり、数値化することが難しいものや当該年度中に具体的成果とはならないものも多いので、契約時においてあらかじめ得られるべき成果を設定することや、当該年度に得られた成果を画一的に評価することは難しい。</p> <p>しかしながら、業務量の明確化を図るため平成30年度の仕様書からは、週1回の打合せや、目標とする訪問企業数と訪問回数を定量的指標として明記し、見積書には人件費単価と活動回数目標を明記するとともに、平成29年度の実績報告については、「各種情報収集及び連携体制構築」の項目を新たに追加し、出席した会議名と目的を明記することに改めた。</p> <p>また、「ものづくり中小企業に対する支援」と「各種情報収集及び連携体制構築」は、平成30年度の見積書から、それぞれの人件費を区分した積算書を添付することとし、精算を行えるように改めた。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分 (公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|--------|----------|----|-------|---|----------------|---|
| 29-指-7 | P122~123 | 指摘 | 産業政策課 | <p>【公益財団法人相模原市産業振興財団】 不適切な随意契約</p> <p>所管課が作成した業務仕様書や委託先である産業振興財団が作成した業務実績報告書からは、随意契約とせざるを得ないという専門性は認められず、また、ネットワークについては、業務実績報告書に記載そのものがないため判断のしようがない。</p> <p>委託事業のなかの専門家派遣の業務についても相模原市の団体では、中小企業診断士、弁理士、デザイナー等が対応しているが、横浜市や川崎市の団体では、窓口相談ではあるが、法律、労務、総務、IT等の各専門家が対応している。経営課題の把握や経営課題解決といった目的に照らし合わせると、中小企業に対して提供するサービスに再考の余地があると考ええる。</p> | 措置済 (H31.3) | <p>「ものづくり企業総合支援事業委託」は、市内中小企業の経営課題解決に向けた具体的な支援を行うために、中小企業診断士など、企業支援の専門知識やノウハウを有する職員が市内中小企業に訪問し、経営課題を把握・解決するものである。</p> <p>企業を訪問し、製造現場や商品等を確認しながら、幅広い分野への知見から課題解決の道筋を模索するという点で、法務、会計等の相談窓口とは専門性の方向性が異なる。</p> <p>しかしながら、随意契約の理由としてあげた「高い専門性」という文言からは、必要とする専門性の方向性が読み取りにくかったことを勘案し、平成29年度の契約からは「業種や事業段階に応じたきめ細かな支援が提供できる」ことや、「市内企業の展示会出展や国等の競争的資金の獲得に関する豊富な支援実績を有している」という専門性に関する記載を随意契約理由に明記するよう改めた。</p> |
| 29-指-8 | P126~128 | 指摘 | 産業政策課 | <p>【公益財団法人相模原市産業振興財団】 補助金の過大支払</p> <p>補助金以外に収入があるとはいえ、これらは市からの補助事業または受託事業に付随して得られたものである。これらの収入を除いて必要とされる補助金の額を決定すべきではない。市は、産業振興財団の内部留保(当期一般正味財産増減額)となった金額のうち収益事業等会計を除いた額7,489千円(当期一般正味財産増減額(8,090千円)から収益事業等会計の当期一般正味財産増減額(601千円)を控除した金額)の返還を求めるべきである。</p> | 措置済 (H31.3) | <p>産業振興財団の内部留保となった金額のうち収益事業等会計を除いた額7,489千円のうち、補助事業又は受託事業に付随していない産業振興財団独自の収益である基本財産受取利息及び特定資産受取利息の合計1,067千円を除いた6,422千円の返還を求め、平成30年5月23日に返還を受けた。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|----------|----|-----------|--|------------|--|
| 29-指-9 | P134~136 | 指摘 | 高齢・障害者福祉課 | <p>【社会福祉法人相模原市社会福祉事業団】 銀河開設時の備品等の会計処理</p> <p>「銀河」開設時に取得した備品等の一部については、会計上本来固定資産計上すべきであったが、建設仮勘定から本勘定への振替時に会計処理を誤り、平成27年度の収支決算書上で「その他の特別損失」に計上されている。「その他特別損失」に計上された10,884千円のうち、計1,688千円が固定資産に計上すべきものであった。また、地中内埋設物処理工事1,200千円については平成26年度の費用に計上すべきであったと考えられる。これらの会計処理については、金額的重要性、質的重要性の観点から決算書の修正の要否を検討することが望まれる。</p> | 措置済(R3.3) | <p>指摘のあった平成27年度の収支報告書上の記載については、適切でなかったため、本事業団の会計顧問と修正の要否について検討を行った結果、「その他特別損失」に計上された1,688千円の備品については、当該固定資産の耐用年数が4~6年と短く、すでに耐用年数が経過していること修正を行わないものとし、また、地中内埋設物処理工事の1,200千円については、平成26年度及び平成27年度の決算理事会において承認を受けたものであることから、平成26年度への計上変更は行わないものとの結論に至った。</p> <p>なお、会計処理の適正化に向けて、法人の経理担当者に社会福祉法人会計研修を受講させるなどの教育の充実や法人内部において会計処理のダブルチェック体制を構築するなど、対応を図った。</p> |
| 29-指-10 | P136~138 | 指摘 | 高齢・障害者福祉課 | <p>【社会福祉法人相模原市社会福祉事業団】 指定管理料積立金について</p> <p>事業団は、松が丘園及びげやき体育館の指定管理料を毎年受取っているが、各年度に支払われた指定管理料の未使用残額については、指定期間の最終年度において精算し、発生した利子とともに返還することとされている。</p> <p>純資産に計上された指定管理料積立金は、指定管理料の未使用残額を積み立てたものであり、最終的に返還すべき性質のものであるから、本来は負債に計上すべきものである。指定管理料のうち未使用の部分については、最終的に返還されるか人件費や事業の経費に充当した時に収益計上すべきものであるから入金時に収益計上すべきものではない。事業活動計算書の指定管理事業収益の計上の要件につき検討が望まれる。</p> | 措置済(R4.4) | <p>各年度の指定管理料の未使用残額については次年度以降の人件費の不足分や障害者の福祉の向上を目指す事業に充当できるため、指定管理料積立金として計上していたものである。</p> <p>指摘を受け、当該金額は法人の純資産を増加させる性質のものではないことから、指定管理期間が切り替わる令和元年度より、指定管理料の未使用残額は「長期預り金」として負債に計上する整理を行った。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分 (公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|----------|----|-----------------------|---|----------------|--|
| 29-指-11 | P188~190 | 指摘 | 観光・シティプロモーション課(商業観光課) | <p>【一般社団法人相模原市観光協会】 内部管理体制について</p> <p>支払いの承認や残高の照合といった手続が内規に定められているが、実際は規程に従った運用がなされておらず、規程が形骸化し、相互牽制が働く体制になっていない。現在の規模で最低限必要な承認や相互確認といった手続を再検討の上、人員体制含め、管理体制を抜本的に見直すとともに、規程類の再整備を行うべきである。</p> | 措置済 (R2.8) | <p>経理に関する承認手続等が規程に定められたとおりに行われていなかったことについては、法人内の不適切な実務慣習を前例踏襲によって継続していた結果である。</p> <p>平成30年度、事務分掌の見直しにより経理担当職員の増員を行い、会計伝票の承認については、所属職員に対して改めて規程遵守を徹底した。</p> <p>また、経理の透明性等を図るため、令和元年度から月次決算を導入し、専決規程に基づく承認が行われ、会計規程に基づいた、適正な経理処理が行われている。</p> |
| 29-意-1 | P9~12 | 意見 | 総務法制課 | <p>【公益財団法人相模原市まち・みどり公社】 土地・建物の取得等について</p> <p>公社は、市との覚書に基づき市へ平成28年度に土地・建物を寄附した。この土地・建物は、市からの依頼により15年以上前に取得したもので、金融機関から資金を調達し、市からの賃料を返済原資として15年で借入金返済を完了したものである。</p> <p>この過程において、市が土地・建物を直接取得した場合に比べて、公社が行った登記費用及び市が公社に支払った賃料に係る消費税等が発生し、市の負担が約5億円大きくなった。一方で、公社が取得時に生じる消費税等の還付(約2億2千万円)を受け負担は軽くなっている。</p> <p>今後は税金等もコストに含めてスキームを検討する必要がある。</p> | 対応困難 (R6.1) | <p>公共施設床の取得については、当時、市の財政負担の平準化を図り早期に公共施設を整備すること、土地の所有形態が民間との共有となる中での公共床の取得であり将来の改修等の際に臨機な対応を図る必要があること、市と連携して各種事業を行ってきた実績があることなどを考慮し、公社が一旦取得し、最終的に市が取得することとしたものである。</p> <p>今後においても様々な視点から施策のスキームを検討していく。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|--------|--------|----|-------|---|------------|--|
| 29-意-2 | P12~14 | 意見 | 総務法制課 | <p>【公益財団法人相模原市まち・みどり公社】 職業能力開発総合大学校跡地の取得について</p> <p>職業能力開発総合大学校跡地の取得に際して、市がまち・みどり公社に依頼して公社が土地を取得している。</p> <p>新規の土地取得は特別会計で行うという市の方針にもかかわらず、公社を利用していることは適切ではない。公共用地先行取得事業特別会計で公表される情報に比べ、公社の情報では市民に開示される情報も十分ではないと思われる。</p> | 対応困難(R6.1) | <p>職業能力開発総合大学校旧相模原校跡地周辺道路整備事業においては、県立相原高校の移転先地での開校に合わせて市道相原76号等を供用開始する必要があることから、市は平成28年度中に職業大跡地内の道路用地を取得することが必須であった。また、機構による売却準備(分筆登記、不動産鑑定評価等)に要する時間に鑑み、取得予定者である4者(神奈川県、神奈川県厚生農業協同組合連合会、まち・みどり公社、市)は平成27年度中に土地利用方針を決定する必要があった。</p> <p>一方で、公社取得(予定)地内に道路を整備することも想定はされていたが、地権者交渉の途中段階であり、補償の対象とする者、「対償地」の面積や位置等が確定できなかったため、区画割や道路が必要かどうか不透明であったことから、地権者への対償地として一筆で取得した後、必要に応じて、道路の位置や面積等が決定した段階で、道路用地として市へ売却することとしたものである。</p> <p>以上のことから、当該事業の性格に鑑み、まち・みどり公社への土地取得依頼は事業方針として適切であるため、対応は困難である。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分 (公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|--------|--------|----|-------|--|-----------------|---|
| 29-意-3 | P1~19 | 意見 | 総務法制課 | <p>【公益財団法人相模原市まち・みどり公社】 市からの受託事業(随意契約)の再委託について</p> <p>平成28年度において、市がまち・みどり公社に委託している業務の随意契約の理由として、「まち・みどり公社以外に任せられる者がいない」等の理由が公表されているが、そのほとんどが再委託されていた。</p> <p>市は、まち・みどり公社への随意契約による委託を見直して、まち・みどり公社以外の事業者へ直接委託することを検討する必要がある。</p> | 対応済 (H30.11) | <p>相模大野駅前ほか監視巡回清掃等業務委託、相模原駅前ほか監視巡回清掃等業務委託、橋本駅前ほか監視巡回清掃等業務委託、相模大野駅西側地区東西自由通路監視巡回清掃等業務委託、駅自由通路等維持管理業務委託、指定喫煙場所清掃業務委託については、業種別に契約を細分化できるものは原則競争性を持たせた上で、平成29年度から直接発注に切り替えている。</p> <p>キャンプ淵野辺留保地管理業務については、整備着手までの期間、地域住民等の利用に供し、国有地の有効活用を図るため、国から管理を委託されたものであるため、当該地の管理業務委託については、利用者の利便性向上や緊急時の迅速な対応等が必要であることから、隣接する淵野辺公園の指定管理者と随意契約を締結しているものである。</p> |
| 29-意-4 | P19~20 | 意見 | 総務法制課 | <p>【公益財団法人相模原市まち・みどり公社】 進捗管理シートにおける評価について</p> <p>平成28年度の進捗管理シート<3組織、人員体制の効率化>の計画、実績、分析の欄において、効果についての記載があるが、効率化に関する記載がない。</p> <p>組織、人員体制の効率化に関する分析が十分ではなく、平成27年度から平成28年度における管理費の減少を除いて、管理費及び管理費補助金が削減されていない。</p> <p>組織、人員体制の効率化に関する分析を十分に行い、管理費及び管理費補助金の削減に努め、団体の自立化を計画的に推進すべきである。</p> | 対応済 (R4.4) | <p>補助金の段階的な削減を行うとともに、公社と補助金廃止に向けた調整を行い、令和2年度末をもって補助金を廃止とした。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分 (公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|--------|------------|----|-------|--|-----------------|---|
| 29-意-5 | P23～ 24 | 意見 | 地域福祉課 | <p>【社会福祉法人相模原市社会福祉協議会】 「事業別収支計算書」について</p> <p>市社協が利用している「事業別収支計算書」について、市からの補助金や受託事業の実績報告書等と照合したところ、集計の正確性や整合性は確認できたが、使い勝手の良い資料とは言えない面がある。補助金対象事業や受託事業の数に比べて、会計単位の数が多すぎるものと考えられる。計上金額が僅少なもののや科目数が数行の会計単位も散見される。会計単位を適宜集約するか階層化するなどすべきである。</p> | 対応済 (H30.11) | 各サービス区分に係る事業を構成する会計単位については、平成30年度、類似する事業について会計単位の集約をおこなった。今後も事業内容に応じて適宜会計単位の集約又は階層化を図っていく。 |
| 29-意-6 | P28～ 29 | 意見 | 地域福祉課 | <p>【社会福祉法人相模原市社会福祉協議会】 その他の開示項目(事業報告書)</p> <p>社会福祉事業振興資金の貸付残高の相手先別明細 社会福祉事業振興資金貸付金の貸付残高の相手先別明細が平成28年度決算から開示されなくなった。</p> <p>金額的に重要であり、最終的な返済期限は平成43年と、長期的な資産でもある。新規貸付はないため、回収のみであるが、開示することが望ましい。</p> <p>生活資金一次貸付事業の「運用状況」(増減表)の記載ミス 過去数年にわたり、生活資金一時貸付金の増減表の金額に誤謬があった。</p> | 対応済 (H30.11) | <p>社会福祉事業振興資金の貸付残高の相手先別明細 社会福祉事業振興資金貸付明細書を記載した平成28年度事業報告書を市社会福祉協議会ホームページに再掲出した。 今後は、毎年度作成する事業報告書に当該明細書を記載することに改めた。</p> <p>生活資金一次貸付事業の「運用状況」(増減表)の記載ミス 平成25年度から平成28年度の各事業報告書中の生活福祉資金一時貸付事業に係る運用状況表における前年度末貸付金額(平成24年度を除く)及び当該年度末貸付金額について、それぞれ訂正した事業報告書を市社会福祉協議会ホームページに再掲出した。 今後は、事業報告書の作成に当たり、計上すべき金額等の確認を徹底する。 なお、訂正等を行った平成25年度から平成28年度の各事業報告書については、閲覧用に市社会福祉協議会の主たる事務所等に常置する事業報告書と差し替えた。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|--------|--------|----|---------|---|-------------|--|
| 29-意-7 | P32～34 | 意見 | 地域福祉課 | <p>【社会福祉法人相模原市社会福祉協議会】 地区社会福祉協議会から市社協に提出される収支決算書について</p> <p>地区社会福祉協議会へ助成金を交付しているが、実績報告として提出される収支決算書の集計額に誤りがあった。また、収支決算書等の様式等が不統一であるが、同様の団体であるので様式を統一すべきである。</p> | 対応済(R2.1) | 収支決算書の集計額に誤りがあった箇所を訂正した。また、平成31年度から、22地区社会福祉協議会で使用する収支決算書等の様式を統一した。 |
| 29-意-8 | P43～46 | 意見 | 土地利用調整課 | <p>【相模原市土地開発公社】 土地開発公社に対する補助金について</p> <p>平成24年度から平成28年度までの5年間における相模原市土地開発公社補助金及び土地開発公社剰余金取崩額の合計は、321,078千円となっており、市及び土地開発公社の財産が代替地処分に伴い減少した。</p> <p>補助金は、市が不要と判断した代替地を一般処分した際に生じた差損を補填しているにすぎない。市による買戻し額の抑制は、市が代替地を不要と判断したことによるものである。</p> <p>代替地の取得から一般処分に至る経緯を明らかにして、その仕組みに問題がなかったかを検証することが望ましい。</p> | 対応済(H30.11) | <p>平成29年度の土地開発公社決算から、代替地明細表において、取得から処分に至った経緯を記載することとした。また、決算書類一式についてはホームページ上での公表が行われている。</p> <p>取得した大部分の代替地については、本来通り事業の代替地として処分されており、事前に代替地を用意しておくことで、事業の円滑な推進に寄与したことから、仕組み自体に問題はなかったと認識している。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|--------|----|---------|--|------------|---|
| 29-意-9 | P46～53 | 意見 | 土地利用調整課 | <p>【相模原市土地開発公社】 代替地取得・処分手続きについて</p> <p>代替地の選定と土地取得までの地権者との交渉は、各事業を所管する課が行う。契約時に土地開発公社が関与し、契約の当事者となる。取得後の代替地の管理は、土地開発公社が行うが、処分の判断は事業所管課が行うことになっている。</p> <p>各事業所管課は、代替地を実際に保有していないので責任を問われることがなく、不要と判断して早期に処分するタイミングが遅れることとなり、一般処分をせざるを得ない代替地を抱え込んだ原因が究明されないままになってしまった。再発防止の観点から代替地を一般処分せざるを得なかった原因を明確にする必要がある。</p> | 対応済(R4.4) | <p>平成29年度の土地開発公社決算より、代替地明細表において、取得から処分に至った経緯を記載することとした。また、決算書類一式についてはHP上での公表を行っている。</p> <p>代替地については、取得した大部分は事業の代替地として処分されており、事前に代替地を用意しておくことで事業の円滑な推進に寄与したことから、代替地の取得は適切であったと認識している。</p> <p>令和3年3月に最後の代替地(与瀬本町用地)について、市が買い戻したことにより全ての代替地の処分が完了した。</p> |
| 29-意-10 | P53～55 | 意見 | 土地利用調整課 | <p>【相模原市土地開発公社】 計画の進捗状況の管理について</p> <p>所管課は事業の進捗状況の管理を行っているが、事業化までに時間を要するものについては、上位計画の見直しの中で、各事業の見直しの検討が行われている。しかし、進捗状況の芳しくない事業について事業そのものの継続・廃止といった検討が行われているとは言い難い。</p> <p>事業完了目標年度から進捗度合いが遅れている場合には、事業の目標年度と進捗状況や遅延の理由などを開示することが望ましい。その上で、事業そのものを存続させるか、中断若しくは廃止する等、上位計画に関わらず対応等検討をする必要があると思われる。</p> | 対応済(R4.4) | <p>土地開発公社については、市が平成24年度に定めた「相模原市土地開発公社の今後の在り方について」において、「将来の解散を目指し、平成25年度以降は新たな用地先行取得を行わず、保有土地は市が平成25年度から10年以内を目途に国庫補助金等を活用して買い戻す」との方向性を決定したことから、毎年度各事業課に対し事業についてのヒアリングを実施し、各計画の必要な見直しを行ってきた。</p> <p>令和3年度当初予算において、買い戻しの予算措置がなされ、令和3年5月に市が買い戻したことにより、土地開発公社の全ての保有土地の処分が完了した。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|--------|----|---------|---|------------|---|
| 29-意-11 | P55～59 | 意見 | 土地利用調整課 | <p>【相模原市土地開発公社】 計画の見直しについて</p> <p>都市計画事業等が具現化するまでには長期間要するため、計画策定時点では計画の完了時点(事業化)を具体化することは困難であり、計画策定段階では想定できなかった状況が発生することもあり得る。未整備の箇所を暫定利用している場合は、ある程度の機能や効能が満たされているのであれば、計画・事業の見直し検討がなされても良いと思われる。</p> | 対応済(R4.4) | <p>土地開発公社については、市が平成24年度に定めた「相模原市土地開発公社の今後の在り方について」において、「将来の解散を目指し、平成25年度以降は新たな用地先行取得を行わず、保有土地は市が平成25年度から10年以内を目途に国庫補助金等を活用して買い戻す」との方向性を決定したことから、毎年度各事業課に対し事業についてのヒアリングを実施し、各計画の必要な見直しを行ってきた。</p> <p>令和3年度当初予算において、買い戻しの予算措置がなされ、令和3年5月に市が買い戻したことにより、土地開発公社の全ての保有土地の処分が完了した。</p> |
| 29-意-12 | P59～61 | 意見 | 土地利用調整課 | <p>【相模原市土地開発公社】 市及び土地開発公社の用地取得</p> <p>特別会計による事業用地の先行取得は、事業化される10年以内の目標年度の設定が必要である。また、事業の進捗状況の開示や、進捗状況に遅れが生じた場合の理由の開示も必要である。</p> <p>長期保有となっている用地の原因分析を行い、その上で一定年数内に事業化が見込まれるか否かといった事業化の進捗管理がより一層適切に行われる必要があり、進捗状況によっては事業そのものの継続・廃止の検討が行われる仕組みが望まれる。</p> | 対応済(R4.4) | <p>用地取得については、市が平成24年度に定めた「相模原市土地開発公社の今後の在り方について」において、平成25年度以降については、公社で先行取得は行わず、公共用地先行取得事業特別会計において、取得することとした。</p> <p>取得した用地については、毎年各課に対し照会を行い、事業化(再取得)目標年度を把握している。各事業については、各事業が位置付けられた計画等において整備の予定等進捗状況の管理を行っており、社会情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しを行っている。また、各計画の見直しについては、HP上で公表している。</p> <p>なお、土地開発公社については、令和3年11月1日に解散した。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|--------|----|-----------|---|-------------|--|
| 29-意-13 | P68～69 | 意見 | 地域包括ケア推進課 | <p>【公益社団法人相模原市シルバー人材センター】 財務諸表等の公開について ホームページ上で公表すべきである財務諸表等のうち貸借対照表内訳表、正味財産増減計算書内訳表、財務表に対する注記、附属明細書、財産目録に公表漏れがあった。</p> | 対応済(H30.11) | 公表漏れがあった財務諸表等について、平成29年9月ホームページに公表した。 |
| 29-意-14 | P69 | 意見 | 地域包括ケア推進課 | <p>【公益社団法人相模原市シルバー人材センター】 有形固定資産の管理について 有形固定資産につき、現物と固定資産台帳の照合等の記録が残されていない。 リース資産(パソコンやプリンター)は同一の製品を多数保有していることもあり、これらを中心に現物照合や設置場所等の記録を残しておくべきである。</p> | 対応済(H30.11) | 現物照合及び設置場所の記録を保存するよう改めた。 |
| 29-意-15 | P71～74 | 意見 | 文化振興課 | <p>【公益財団法人相模原市民文化財団】 自己収入について 近隣の自治体の文化財団と比較して自己収入が少ない状態である。 自己収入の確保が不十分であり、自立したというには収入が大幅に不足していると考えられる。自己収入の増加を図る必要がある。</p> | 対応済(R3.3) | 令和2年度策定の「相模原市外郭団体改革推進計画」において、利用料金収入及び収益事業の増収、協賛金の確保を取組目標に定め、自己収入の増加を計画的に進めていく。 |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分 (公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|--------|----|-------|---|-----------------|--|
| 29-意-16 | P74～76 | 意見 | 文化振興課 | <p>【公益財団法人相模原市民文化財団】 資産等の帰属について</p> <p>市の文化施設の予約システムは、市民文化財団が業者へ開発を依頼したものであるが、その財源は元々市とも考えられるため、指定管理者選定時に市と財団で予約システムの取扱いの認識が異なることになった。</p> <p>予約システムについては、市が保有するという考え方のほか、提案や構築を含めて応募者に提案させるという考え方もある。予約システム等が参入障壁やコストアップ要因とならないように配慮し、公正な競争が行えるように整理することが必要である。</p> | 対応済 (H30.11) | 平成30年度の次期指定管理者募集において、予約システムについては指定管理者が準備するものとして整理し、指定管理料に計上した。 |
| 29-意-17 | P76～79 | 意見 | 文化振興課 | <p>【公益財団法人相模原市民文化財団】 自己財源の形成について</p> <p>市民文化財団において利益を生じた場合に、実費精算を行い補助金等の返還を求めるのか、自主性や自立性を重視して財団の利益とするのか、事業ごとに検討するのかなど明確にする必要がある。</p> <p>市民文化財団の自立化を求めるには、補助金は中期的に削減する一方で、事業目標を達成した場合には補助金の返還を求めないなどの運営の自由度を高めるなどの方策が考えられる。</p> | 対応済 (H30.11) | 市民文化財団への補助金は文化事業を行う経費を対象とした事業費補助と、人件費など法人管理経費を対象とした運営費補助に区分して支出しており、事業費補助については補助額を事前に精査の上、予算補助として支出しており返還を求めている。運営費補助については人件費が中心となっており、適正額を担保できるように引き続き実績に応じて年度末に清算を行っていく。 |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|--------|----|-------|---|------------|--|
| 29-意-18 | P79～81 | 意見 | 文化振興課 | <p>【公益財団法人相模原市民文化財団】 経営計画の目標設定について</p> <p>平成28年度の進捗管理シートにおいて、中期計画の利用率を達成しているかどうかの分析を行っているが、中期計画の利用率は、指定管理者として達成すべき目標値となっている。</p> <p>市民文化財団は、改革プランにおいて、引続き経営の効率化に取り組む団体となっている。経営計画において、経営の効率化が達成されるような目標を設定し、毎年度進捗状況を分析、評価すべきである。</p> | 対応済(R3.3) | <p>令和2年度から令和9年度を計画期間とする中期計画において、財政基盤の強化、効果的な事業実施のための仕組みづくりを目標に定めた。また、令和2年度策定の「相模原市外郭団体改革推進計画」において、事業の精査・見直し等による経営効率化の数値目標を定め、毎年度進捗状況の分析及び評価を行う。</p> |
| 29-意-19 | P81～82 | 意見 | 文化振興課 | <p>【公益財団法人相模原市民文化財団】 人件費の財源について</p> <p>所管課では、市民文化財団の自立化を図る指標として、収入総額に占める管理費補助金の割合を用いて自立化の進捗状況を測定しているが、収入総額に占める管理費補助金の割合の目標値が設定されていない。</p> <p>収入総額に占める管理費補助金の割合の具体的な目標値を設定することが必要である。</p> <p>また、市民文化財団は、有期雇用職員の無期化を検討しているが、長期的な人件費の増加の財源をどうやって確保するのか、管理費補助金等の市からの収入の増加に頼ることなく、市民文化財団の意思決定機関である理事会で審議することが必要となる。</p> | 対応済(R4.4) | <p>管理費補助金については、令和3年4月に策定した外郭団体改革推進計画において、自主財源の確保と併せて年度ごと金額を定めて段階的な削減目標を設定し、団体の自立化を進めている。</p> <p>また、有期雇用職員の無期化は「改正労働契約法」への対応として必要な取組であり、長期的な視点での人材育成など、財団運営にとって大きなメリットがあるものと考えていることから、平成28年度第5回理事会(平成29年3月5日開催)において、規程改定議案の中で審議を行い、承認された。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分 (公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|--------|----|---------|---|----------------|---|
| 29-意-20 | P84～85 | 意見 | スポーツ推進課 | <p>【公益財団法人相模原市体育協会】 相互扶助事業に対する補助金交付について</p> <p>市補助金の一部が相互扶助事業としての収益事業等会計に計上されている。 本来、会員の相互扶助事業である共益事業の事業費は、受取会費等、受益者負担で行うべきものであり、それに対する補助金の交付は公益性という観点で問題である。</p> | 対応済 (R6.1) | 加盟団体助成事業については、令和3年4月策定「相模原市外郭団体改革推進計画」における市の方針を踏まえ、団体により事業の整理を行い、令和4年度をもって廃止された。 |
| 29-意-21 | P85～87 | 意見 | スポーツ推進課 | <p>【公益財団法人相模原市体育協会】 管理費補助金から事業費補助金への移行</p> <p>「補助金の見直し指針」によると、「補助金がないと運営できない団体については、補助目的・用途を明確化するとともに、運営費を除く事業費に対する補助へ移行する方向で見直しを行う。」とある。 ここ数年の補助金の推移を見ると事業費に対する補助に移行する方向になっていない。</p> | 対応予定 (R6.1) | 事務局体制の見直しとして、津久井連絡所を廃止し本体事業と一本化を行うなど、組織のスリム化に取り組んでいるところではあるが、引き続き、既存委員会の見直し及び事務局体制や業務の見直しを始めとした組織のスリム化に加え、独自財源の確保策として、スポーツ振興くじ助成金の確保、事業参加費の見直し、賛助会員の拡充に向けての取組を、所管課として具体的に推進していけるよう助言していく。 |
| 29-意-22 | P87～89 | 意見 | スポーツ推進課 | <p>【公益財団法人相模原市体育協会】 市への財政的依存度の評価について</p> <p>体育協会の平成28年度の経常収益は、市からの収入が約8割を占めている。過去数年間この割合はほとんど変わっていない。 毎期の事業報告書の中期経営計画で、基本目標を達成するための目標指標として市補助金依存度を31%に下げるというのがあるが、市からの財政的自立化を目指す際には、補助金の他に市からの業務受託収入や指定管理料なども含めて評価を行うべきである。</p> | 対応困難 (R6.1) | 指定管理料については、民間事業者や特定非営利活動法人などの団体を含め広く公募される中で管理者に選定されており、「市への財政的依存」としては捉えていない。 また、業務委託は、「相模原市民選手権大会」など「本市のスポーツ振興」という団体の設立目的に則した事業について委託しており、団体に対する財政的支援を目的としていないことから、補助金とは異なる性質であると判断している。 |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|--------|----|---------|--|-----------------|--|
| 29-意-23 | P89～90 | 意見 | スポーツ推進課 | <p>【公益財団法人相模原市体育協会】 役員報酬の増加について 基本調書等によると、常勤役員平均報酬年額が平成27年度から平成29年度へ約3割増加しているが、ここ数年は業務内容に大きな変化もなく収益の伸びはそれほどではないことから業務内容に見合っているのか疑問である。</p> | 対応困難 (R6.1) | <p>団体への支援に際しては、団体の自主性、自立性を損なうことなく、更には団体の運営は自らが決定することを旨としている。役員報酬については、団体自らが経営状況や資金力を勘案した上で決定しており、所管課としても団体の判断を尊重している。</p> |
| 29-意-24 | P92～95 | 意見 | 雇用政策課 | <p>【公益財団法人勤労者福祉サービスセンター】 会費収入について 勤労者福祉サービスセンターの受取会費は、経常収益の32.9%を占める重要な自主財源となっている。会費の月額については、昭和61年に400円に改定して以来30年以上据え置かれてきた。これは全国と同様の団体の会費水準(月額628円)の3分の2以下である。会員数は、市内従業員の7%、人口に対する割合は、2.6%である。 経費水準は30年の間に上昇したが、会費はその間値上げされておらず、経費水準の上昇を反映した水準になっていなかった。 市からの補助金や業務委託等に依存することのない安定的な法人運営に向け、適正な会費月額の設定を、適時に進めるべきであったと考えられる。</p> | 対応済 (H30.11) | <p>安定的な法人運営に向けた取組が求められる中、団体においては、累次の経営計画等に基づき、会員拡大を会費の見直しに優先して取り組んできたものである。 なお、今般の意見を受ける以前に、平成30年度から会費の月額を400円から600円とすることを決定していた。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分 (公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|--------|----|----------|--|-----------------|--|
| 29-意-25 | P95～97 | 意見 | 産業・雇用対策課 | <p>【公益財団法人勤労者福祉サービスセンター】 会費の改定について</p> <p>平成29年度において会費の改定を決定し、平成30年度から会費の月額を400円から600円とすることとし、約45百万円の収入増を見込んでいるが、一方で新サービスの導入も決定しており、差引き4,672千円の損失が想定されている。新サービスの内容についての検討が必要である。</p> | 対応予定 (R6.1) | <p>平成30年度に当該団体が導入した新サービスは、会費の改定による増収を見込むとともに、会員への還元を含む適切な基金のあり方や会員拡大を目的としたものである。</p> <p>当該団体では、令和3年に第4次勤労者福祉推進計画(あじさいメイツ・プラン2028)を策定し、サービスの見直し等に取り組んでいるところである。</p> |
| 29-意-26 | P97～99 | 意見 | 雇用政策課 | <p>【公益財団法人勤労者福祉サービスセンター】 経営計画について</p> <p>団体も所管課も平成28年度から5年間の経営計画を策定しているという判断であるが、これに収支計画は含まれていない。目標が数値的に裏付けられていない。効率的な財政運営を行うために策定された中期経営計画には、事業の効率性に関する情報である正味財産増減計算書ベースの中期収支計画の策定が不可欠である。</p> | 対応済 (H30.11) | <p>団体において、平成30年3月に収支計画を策定した。今後も、経営計画の策定に当たっては、収支計画も併せて策定する予定である。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|---------|----|----------|---|------------|---|
| 29-意-27 | P99～101 | 意見 | 産業・雇用対策課 | <p>【公益財団法人勤労者福祉サービスセンター】 会員数の目標及び会費金額の決定について</p> <p>市からの補助金や業務委託等に依存することのない安定的な法人運営の達成を前提とした会員数の目標設定及び会費金額の決定が行われていない。提供するサービス水準の視点は重要であるが、加入率が対象地域の勤労者の10%以下という限定された加入者のために、税金をいくら投入するかという観点からもサービス水準は検討されなければならない。自立した運営のできる水準の会員数の目標設定及び会費金額の決定を行うべきと考える。</p> | 対応困難(R6.1) | <p>当該団体の活動は、労働行政の一部を担う高い公益性を有し、市の施策である「勤労者福祉の推進」に資することから、市としても必要な財政支援を行っている。</p> <p>団体としては、市からの支援を受けながらも、独立した法人として、従前から、経費の節減や自主財源の確保など、安定的な経営とより良いサービスの提供に取り組んできたところであるが、財政的に自立した団体運営を前提とした会員数や会費金額の決定は、行政と団体との連携による勤労者福祉の推進という視点とは必ずしも一致しないものとする。</p> <p>なお、団体としては、令和3年度を始期とする第4次勤労者福祉推進計画(あじさいメイツ・プラン2028)に基づき、小規模事業所の加入促進や事業の周知により更なる加入者の増加に向けて取り組んでいる。今後、安定的な法人運営に向けた会員数の目標及び会費金額の設定について適切に関与していく。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分 (公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|----------|----|----------|---|-----------------|--|
| 29-意-28 | P101~103 | 意見 | 産業・雇用対策課 | <p>【公益財団法人勤労者福祉サービスセンター】 常勤役員及び事務局長の給与について</p> <p>常勤役員及び事務局長の給与について、市の再任用職員の給与体系に合わせて報酬・給与の増額が行われている。市の給与水準は参考になるものの、役員報酬は業務内容に見合った水準にすべきである。</p> | 対応困難 (R6.1) | <p>役員、事務局長の報酬等については、団体自らの判断において、市の再任用職員の給与体系を参考にすることで適切な水準を確保しているものである。</p> <p>市としても団体の自主性、自立性の観点から、団体の判断を尊重しているが、今後も社会通念上不当に高額なものとならないよう指導していく。</p> |
| 29-意-29 | P103~104 | 意見 | 雇用政策課 | <p>【公益財団法人勤労者福祉サービスセンター】 内規の整備状況について (有価証券の評価基準及び評価方法)</p> <p>満期保有目的の債券を保有しており、公益法人会計基準に準拠して「原価法」により会計処理を行っているが、経理規程では「時価主義」となっており整合していないため、経理規程の見直しが必要である。</p> | 対応済 (H30.11) | <p>団体においては、平成30年3月に経理規程の見直しを行い、有価証券等を満期保有する場合の評価基準及び評価方法について、取得価格で評価する原価法とし、平成30年度から適用している。</p> |
| 29-意-30 | P105~106 | 意見 | 雇用政策課 | <p>【公益財団法人勤労者福祉サービスセンター】 内規の整備状況について (金券類の管理について)</p> <p>年間数千万円にのぼる入浴共通券やレジャーランドチケット等の金券類の取扱いを行っているが、現物管理等について内規が整備されていない。多額の金券類を取扱う以上、不正・盗難等のリスクが常にある、団体としての管理運用体制が明確になるよう、実態に即した内規の整備を行う必要がある。</p> | 対応済 (H30.11) | <p>団体においては、金券類の取扱いについて適正に行っているが、実態に即し、「チケットの取り扱いに関する内規」を整備し、平成30年度当初から適用している。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|----------|----|-------|--|-------------|--|
| 29-意-31 | P108~109 | 意見 | 産業政策課 | <p>【公益財団法人相模原市産業振興財団】 産業振興財団の法人のガバナンス</p> <p>法人のガバナンス体制の構築において、公益通報者保護要綱に基づき実施するとしているが、規模の小さい法人において機能するとは思えない。 重要事項を適切に理事会等へ報告して有識者である理事等の意見を聞くなど、理事等の職務執行を理事会が管理監督する仕組みを整えたほうがよい。</p> | 対応済(H30.11) | <p>法人管理に関する重要事項についても理事会への報告事項とすることとし、平成30年2月19日の理事会に報告した。 なお、公益通報者保護要綱については、より有効な制度となるよう、平成30年3月28日の理事会で改正を行った。</p> |
| 29-意-32 | P109~113 | 意見 | 産業政策課 | <p>【公益財団法人相模原市産業振興財団】 市への依存体質</p> <p>改革プランにおいて自己収入を高めることが求められている。所管課は産業会館の指定管理者になったことにより、補助金の依存度が大幅に下がったことをもって改善実績を評価しているが、市からの補助金及び委託料(受託料)を合わせると総収入の90%を超えている。指定管理収入を含めるとほぼ100%が市関連の収入といえる。専門性を生かして自己収入の拡大を図る必要がある。</p> | 対応済(H30.11) | <p>市以外からの収入として、外部からの受託料収入や企業からの負担金収入、国補助金等があるが、新たな財源を確保するため、平成29年度から新たに創業セミナーやグローバル人材育成セミナーを有料化するなど自主財源の確保に努めている。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分 (公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|--------------|----|-------|--|-----------------|--|
| 29-意-33 | P120~ 122 | 意見 | 産業政策課 | <p>【公益財団法人相模原市産業振興財団】 受益者負担 業務実績報告書に添付された「訪問及び相談企業一覧」に記載された用件によると、訪問の多くは補助金申請支援やホームページ作成支援、展示会への出展関係が大半を占めている。個別の企業に対する支援ではなく、より多くの企業に対して市としてどのような支援が必要なのかを検討したものはない。 市からの委託事業の対象企業は、特定の企業に限定されている。民間が同様の業務を提供している事業や展示会出展等で受益者が明確な事業は、受益者である企業から実費相当額の負担を求めるべきである。</p> | 対応済 (H30.11) | <p>より必要性の高い支援の在り方については、指摘の対象となっている「ものづくり企業総合支援事業」のみならず他事業も含め、その成果を把握するとともに、毎月開催する産業振興財団、相模原商工会議所などの支援機関との会議で情報や課題の共有を図り、施策立案・実施に反映している。 産業振興財団事業における受益者負担については、企業から展示会出展等の一部負担を求めており、公益目的事業としての企業支援の観点から適切な額を設定している。 平成29年度からは新たに創業セミナーやグローバル人材育成セミナーを有料化するなどの見直しを行った。引き続き、適切な受益者負担について、産業振興財団に指導していく。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|----------|----|-------|---|-------------|--|
| 29-意-34 | P124~125 | 意見 | 産業政策課 | <p>【公益財団法人相模原市産業振興財団】 委託事業と補助事業の成果の重複 同一の事業が委託事業と補助事業の成果として把握されている。いずれも特定の企業に対するものであり、会社名も同一である。同一事業に対して委託費と補助金が支払われていることになる。所管課は内容を精査して、同一事業に対する二重払いに相当する金額の返還を求めるべきである。</p> | 対応済(H30.11) | <p>本来市が実施すべき業務を産業振興財団に行わせるものを「委託事業」、同財団が主体的に実施する公益的な事業に助成するものを「補助事業」として区別している。平成28年度においても、専門展示会出展の小間代は委託料から、ブース装飾費は補助金から支出したものであり、二重払いの事実はないものの、混同されるような予算執行となっていたため、平成29年度からは、市内中小企業の販路拡大を目的とした総合展示会への共同出展は補助事業、市が政策として実施する成長分野にかかる専門展示会への共同出展は委託事業と整理して実施している。</p> |
| 29-意-35 | P128~129 | 意見 | 産業政策課 | <p>【公益財団法人相模原市産業振興財団】 事業の成果 進捗管理シートの<新たな視点(公益目的事業の確実な実施)>において、事業費の8割強を公益目的事業に投じ、かつ、有効に活用していると自己分析している。計画では、市内産業の振興に有効な事業を企画実施することとしているが、実績として公益事業比率が81.1%としているのは、事業費を有効に活用したことの説明にはならない。事業費の割合ではなく、実施した事業の成果で判断すべきであり、外部に対する適切な説明になっていない。</p> | 対応済(H30.11) | <p>平成30年度の進捗管理シートからは、実施した事業の内容を具体的に記載し、次年度事業に向けた分析を行うこととした。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分 (公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|----------|----|-------|---|-----------------|--|
| 29-意-36 | P129~130 | 意見 | 産業政策課 | <p>【公益財団法人相模原市産業振興財団】 補助金の成果</p> <p>平成28年度補助事業実績調書には、詳細な理由が記載されているが、補助金交付先が補助事業の成果として記載していない事項について評価の理由とすることには疑問がある。</p> <p>また、平成27年度の補助金実績調書一覧によると、事業成果の記載欄に「事業報告書のとおり」と記載しているが、市民は公表された(法人全体の)事業報告書しか見ることができず、補助金の成果を把握することはできない。</p> <p>「事業成果」「上のように評価した理由」の記載内容については、さらなる改善が必要である。</p> | 対応済 (H30.11) | 平成28年度補助事業実績調書において、「十分な成果・公益性・社会貢献度が確認される」と評価した根拠は、補助事業報告書の記載や直接聞き取った成果に基づくが、市民に対し、さらに明確に事業成果が伝わるよう、平成29年度補助事業実績調書から、事業成果欄に詳細な内容を記載し、それを基に評価理由を記載するように改めた。 |
| 29-意-37 | P131~132 | 意見 | 産業政策課 | <p>【公益財団法人相模原市産業振興財団】 相模原市立産業会館の目標とする稼働率の設定</p> <p>産業振興財団が指定管理者となっている相模原市立産業会館の稼働率目標は、42%である。稼働率(実績)は42.6%であり、成果目標の達成度は「A」と高く評価されている。しかしながら、一般的に50%を下回る稼働率は著しく低いと評価されるべきものである。利用料金等で賄える費用(コスト)は4分の1以下であり、維持管理費の4分の3以上は市の持ち出しとなっている。</p> <p>産業振興財団は、成果指標の目標値は毎年度達成しているとしているが、目標設定を見直し稼働率を高める方策を検討する必要がある。</p> | 対応済 (H30.11) | <p>産業会館の目的は、産業を振興し、市民の産業に対する理解を深め、市内産業の健全な発展を図ることで活気とにぎわいのある豊かな都市の創造に寄与することである。</p> <p>現在の指定管理者指定の際に設定した成果指標の目標値については、産業会館の目的を踏まえ、公益性に配慮するとともに、利用率を向上させるための取組を継続して実施することで毎年度達成してきているところである。</p> <p>次期指定管理期間における施設の年間目標利用率については、最初の平成31年度は43.5%とし、毎年度0.5%ずつ上昇させ、最終年度の平成35年度を45.5%としており、これまで以上に、該当施設の公益性の達成と利用率向上の取組を調和させたものとしている。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分 (公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|----------|----|-----------|---|---------------------|---|
| 29-意-38 | P139~140 | 意見 | 高齢・障害者福祉課 | <p>【社会福祉法人相模原市社会福祉事業団】 拠点区分間繰入金について 平成28年度の社会福祉事業の事業活動報告書を見ると、拠点区分間の繰入金として、銀河から15,000千円が法人本部に繰入れられているが、資金移動に関する基準が明確でない。</p> | 対応済 (R3.3) | 拠点区分間の資金の繰り入れについて法人の経理規定に明確な記載はないが、拠点区分の中区分を越える資金移動については、当該経理規定に基づいて補正予算として明確に取り扱っており、理事会で承認を得て適切に管理している。 |
| 29-意-39 | P140~142 | 意見 | 高齢・障害者福祉課 | <p>【社会福祉法人相模原市社会福祉事業団】 退職給付費用の会計処理について 指定管理業務との関係 特定の事業に関連する職員に対する退職給付費用は、本来は事業団の行っている各事業(指定管理業務等)に負担させ、「事業活動による支出」に含めて計上すべきものであるが、現状では、指定管理業務の収支計算に退職給付費用が含まれていない。 当該指定管理業務が、仮に公募になった場合には、他の業者との間の競争条件の面で、当該事象(退職給付費用の負担を見なくていいこと)は事業団に有利に働くこととなり、不公平が生ずる可能性がある。</p> | 一部 対応済 (R3.3) | これまで相模原市社会福祉事業団補助金の対象経費としていた「指定管理業務に従事する職員に係る退職給付費用」については、平成31年度から指定管理料に含めるとともに、補助金の対象外として適正化を図った。 |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|----------|----|-----------|--|-------------|--|
| 29-意-40 | P142~144 | 意見 | 高齢・障害者福祉課 | <p>【社会福祉法人相模原市社会福祉事業団】 自主的、効率的な財政運営 事業団の行っている指定管理業務については、実質的に公募ではなく、委託に類似する性質を有するものとして、指定管理料の残額を市に返還することとしている。 自治体によっては、指定管理者の自主的な経営努力を促す観点から、指定管理料の精算後の返納については原則行わないこととしたり、剰余金についても、自治体と指定管理者で按分することとしているところもある。外郭団体の財政運営を自主的、効率的なものとするため、このような他の自治体のやり方も参考にし、再検討が必要と思われる。</p> | 対応困難(R6.1) | 指定管理者の自主的、効率的な財政運営は重要なことではあるが、松が丘園及びけやき体育館の指定管理業務については、指定管理者の募集に当たり、その事業の性質から非公募であることから、指定管理料の残額を市に返還することとしている。このことは市の政策パートナーである市社会福祉事業団が、公益性の極めて強い事業を展開していくために検討された仕組みである。今後も、公益的な事業の実施と合わせて、自主的、効率的な財政運営が図られるよう適正な事業展開をしていく。 |
| 29-意-41 | P147~148 | 意見 | 予防課 | <p>【公益社団法人相模原市防災協会】 市補助金について (相互扶助事業に対する補助金交付について) 防災協会では、相互扶助事業として防災表彰事業と防災視察研修事業を行っている。補助金が収支予算書、収支決算書のいずれにも相互扶助事業としての収益事業等会計欄に記載されている。 本来、会員の相互扶助事業である共益事業の事業費は、受取会費等、受益者負担で行うべきものであり、それに対する補助金の交付は公益性という観点で問題である。 相互扶助事業に対して、補助金交付すべきではない。</p> | 対応済(H30.11) | 平成29年度から会員の相互扶助事業については、補助金の交付対象外とした。 |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分 (公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|------|----|-----|---|-----------------|--|
| 29-意-42 | P149 | 意見 | 予防課 | <p>【公益社団法人相模原市防災協会】 市補助金について (人件費補助金交付根拠について)</p> <p>公益社団法人相模原市防災協会補助金交付要綱で「協会の管理運営に要する経費」に対する補助は認められているが、その詳細については要綱に記載はなく明確ではない。</p> <p>特に管理費のうち人件費分については、市派遣職員に代わる固有職員や派遣職員については根拠があるものの、役員分の人件費を市が補助する根拠が明確になっていない。交付根拠を明確にすべきである。</p> | 対応済 (H30.11) | <p>公益社団法人相模原市防災協会補助金交付要綱の一部を改正し、役員分の人件費を市が補助する根拠を明確化した。</p> <p>・平成30年4月1日施行</p> |
| 29-意-43 | P150 | 意見 | 予防課 | <p>【公益社団法人相模原市防災協会】 市補助金について (管理費補助金から事業費補助金への移行)</p> <p>「補助金の見直し指針」によると、「補助金がないと運営できない団体については、補助目的・用途を明確化するとともに、運営費を除く事業費に対する補助へ移行する方向で見直しを行う。」とある。</p> <p>防災協会は現状では補助金がないと運営できない団体に該当するが、用途は明確であるが補助目的が明確になっていないし、ここ数年の補助金の推移を見ると事業費に対する補助に移行する方向になっていない。むしろ管理費人件費に対する補助が増えている。</p> | 対応済 (H30.11) | <p>事業及び管理運営を精査し、平成29年度から管理費補助金を段階的に削減し、事業費補助金に移行する方向で見直しを図った。</p> <p>・平成28年度事業費補助金 54千円 管理費補助金 13,160千円</p> <p>・平成29年度事業費補助金 3,854千円 管理費補助金 11,320千円</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分 (公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|----------|----|-----|--|----------------|---|
| 29-意-44 | P151~152 | 意見 | 予防課 | <p>【公益社団法人相模原市防災協会】 市への財政的依存度の評価について 防災協会は市から補助金を受け取っている他に、市から業務を受託しており、経常収益の約3分の1ある。改革プラン等で市からの補助金を削減し自立化を目指すような表現が多いが、市への財政的依存度を計る場合には、補助金の他に業務受託収入も含めて行うべきである。</p> | 対応済 (R4.4) | <p>市への財政的依存度は、補助金及び市からの受託事業収益を含めた収入で評価するものとし、平成29年度の市からの補助金額は15,174,000円であるのに対し、令和3年度の市からの補助金額は14,674,000円(-3.3%)に縮減している。また、市以外の受託事業(防火・防災管理講習、自衛消防業務新規講習、自衛消防業務再講習)については、それぞれの講習回数を増やすことに併せ、受益者負担として無料で行っていた会員向けの研修会(新入社員研修、救命講習及び自衛消防隊員研修)を有料化している。</p> |
| 29-意-45 | P152~153 | 意見 | 予防課 | <p>【公益社団法人相模原市防災協会】 協会の人件費割合について 防災協会の経常費用に占める人件費割合は5割を超えており類似の防災協会と比較して高い傾向にある。特に管理費に占める人件費の割合も他より高く6割近い。 改革プランでは、「人件費の管理経費に占める割合についても、適正な範囲に留めて、運営を圧迫することがないようにする。」とある。管理経費に占める人件費割合が適正な範囲かは疑問である。 また、常勤役員平均報酬年額が平成28年度から平成29年度へ約3割増加しているが、収益の伸びはそれほどではないことから業務内容に見合っているのか疑問である。</p> | 対応困難 (R6.1) | <p>防災協会の事業は、訓練指導、講習会等の開催など、人員派遣を要するものが多くを占めているため、人件費割合が高くなる傾向にあるが、同様の他団体と比較しても一概に高いとは言えない。また、常勤役員については、事業及び管理運営の精査とともに協会運営強化のため、平成29年度に専任化したものである。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|----------|----|-----|---|------------|---|
| 29-意-46 | P153~156 | 意見 | 予防課 | <p>【公益社団法人相模原市防災協会】 市との役割分担の明確化について</p> <p>改革プランで「市消防局との組織の役割、あり方について明確化することが求められる。」とある。これに対し進捗管理シートにおいて、「26年度の市からの委託事業について見直しを行い、消防局との役割分担の明確化を図った。」とし、委託業務契約内容で役割分担を明確化したとの記載がある。「委託契約業務に反映させた」とのことから、業務委託契約書を閲覧し検討したが、消防局との役割分担の明確化については役割分担の前後の違いがよくわからなかった。第三者に対しても違いが分かるようにすべきである。</p> | 対応済(R4.4) | 平成25年度の自衛消防組織訓練指導業務委託契約における委託業務のうち、煙体験ハウス運用に関する消防局と防災協会との役割分担の明確化について意見があったところ、平成26年度と同契約において、煙体験ハウス運用に関する委託内容を資機材の搬送業務、設置、撤収などに限定することで役割分担の明確化を図った。 |
| 29-意-47 | P156~159 | 意見 | 予防課 | <p>【公益社団法人相模原市防災協会】 会員数と会費収入について</p> <p>相模原市防災協会の会費は、正会員の団体の事業所数により均等割と事業所数割の合計になっている。防災協会の1事業所あたりの会費を試算してみたところ、1事業所あたり5,000円前後で、他の団体の半額以下となっている。会費を少し値上げすることは、防災協会が自主的・自立的で健全な経営を進めるのに資する。また、「会員数の増加方策」では、会員数の確保・増加は喫緊の課題となっていると記載されている割には、明確な対策がとられていない。</p> | 対応済(R4.4) | 公益社団法人相模原市防災協会会費等規程の一部改正(令和2年4月1日施行)により、会費の適正化を行い、会費収入の増加を図った。また、会員数の増加方策については、各種イベントや防災協会ホームページ等を活用した勧誘を実施しており、ホームページにおいては、会員となった場合のメリットを紹介することで会員数の増加に資する内容に変更している。 |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|----------|----|----------|---|-------------|--|
| 29-意-48 | P159~160 | 意見 | 予防課(救急課) | <p>【公益社団法人相模原市防災協会】 随意契約の公表調書の漏れについて</p> <p>相模原市では地方自治法施行令第167条の2項第1項に係る随意契約のうち、1者随意契約について、契約締結状況を公表している。</p> <p>平成28年度の随意契約の公表調書には、「応急手当普及啓発事業」の契約が見当たらない。</p> <p>随意契約の公表調書をホームページで公表する趣旨からすれば、漏れなく記載する必要があるので、市は漏れなく処理する手続を構築すべきである。</p> | 対応済(H30.11) | 平成28年度の随意契約における公表調書について、「応急手当普及啓発事業」契約は、公表調書を作成したものの、文書事務決裁後の担当課への回答漏れにより、市ホームページに公表されなかったものである。文書事務決裁後の処理等において、担当者以外の課員が確認するための「チェックシート」を作成し、最終的に所属長が確認するようチェック体制を強化した。 |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|----------|----|-------|--|-------------|--|
| 29-意-49 | P162~164 | 意見 | 産業政策課 | <p>【株式会社さがみはら産業創造センター】 随意契約による委託料について</p> <p>随意契約の委託業務において、発注者は委託料に残額が生じた場合には、受注者に対して返還を求めなければならないとの規定があるが、当初予定されていたイベントが中止され、「会場借料等」として予定されていた費用が生じなかったケースで、委託料の返金手続が行われず、スタッフ関係の運営管理費が当初予定より増額されて請求されている事例があった。</p> <p>随意契約の場合、当初予定していた費用が発生しなかった場合には、原則として、それにより生じた残額を返還させるべきである。過去において、SICとの随意契約に関し、市の側から委託金の返還請求がなされたケースはないようであるが、当初の予算が執行されなかった場合に安易に他の費用への付替えを認めるべきではない。受託者が受託業務に関連し、他に必要な業務を実施したのでその費用に充当したいというのであれば、その裏付けとなる資料の提出を求め、十分に検討した上でその可否を判断すべきである。</p> | 対応済(H30.11) | <p>当該事業は、地元企業に就職を希望する学生と雇用状況の改善を目指す地元企業の支援を目的として、企業情報や採用情報を提供する「情報発信」や大学生等や企業の出会いの場を提供する「イベント」などを開催するほか、開催に向けた企画調整や情報収集・提供等を行うものである。</p> <p>文部科学省によると、平成28年度の大学生等の就職率は過去最高の97.7%であり、「超売り手市場」となっている。このような状況の中、大手企業等の採用選考時期などの影響により、多数の参加者が見込めないイベントについては、SICと協議の上、開催を見送ったものである。</p> <p>これを受け、本事業の目的を達成するためには、大学や企業への訪問を強化するなど、より多くの大学生等が参加できるように、イベントの企画調整や情報収集・提供等の活動について、重点的に取り組む必要があると判断した。このことから、スタッフ関係の運営管理費が当初予定より増額したものである。なお、この活動の結果、当該事業で提供している「就活マッチングサイト」の学生会員数は255人となり、前年度に比べ103人増と大幅な増加につながった。</p> <p>平成30年度から事業の実施状況について、中間報告を行い、以降の業務について発注者及び受注者で協議することとした。今後は、事業の実施内容に変更が生じた場合は、十分に検討した上で可否を判断することとする。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分 (公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|----------|----|----------------|--|----------------|--|
| 29-意-50 | P164~165 | 意見 | 産業政策課 | <p>【株式会社さがみはら産業創造センター】 規程関係の整備について</p> <p>規程関係をレビューしたところ、経理規程第22条に記載のある「予算管理規程」が実際には作成されていなかった。また、経理規程第5条の「企画事業部長」、同第7条及び経理規程細則第5条の「総務・経理グループ長」は現行の組織上で実際にはない職名であった。</p> | 対応済 (R2.1) | <p>団体において、平成30年5月に予算管理規程を作成した。また、経理規程等を現状の組織に合わせて見直しを行った。</p> |
| 29-意-51 | P167~169 | 意見 | 観光・シティプロモーション課 | <p>【一般社団法人相模原市観光協会】 公益認定申請について</p> <p>法人設立から5年近く経過しているにも関わらず未だ公益認定申請の準備を行っていない団体に補助金の交付を継続しており、改革プランの方針と整合していないと考える。補助金の交付を継続する場合には、公益認定に伴う業務量の増加に対応しうる組織体制の見直しとともに、公益認定について期限を設ける等の対応が必要と考える。</p> | 対応済 (R4.4) | <p>平成30年に経理担当者を増員する体制強化を図るとともに、公益目的事業比率50%以上という認定条件において懸念点であったアンテナショップ事業を整理(公益性が高い情報発信事業として位置付け)し、令和3年1月に当該事務を所管する神奈川県へ認定申請を行った。同年2月に開催予定の神奈川県公益認定等審議会に諮問し、その結果に応じて、令和3年4月に公益社団法人としての手続きを進めていく。</p> <p>令和3年3月開催の神奈川県公益認定等審議会にて公益認定を受け、令和3年4月1日から公益社団法人相模原市観光協会に移行した。</p> |
| 29-意-52 | P169~173 | 意見 | 観光・シティプロモーション課 | <p>【一般社団法人相模原市観光協会】 市からの委託契約について</p> <p>市は市営キャンプ場の管理運営を任意団体時代から観光協会に委託しているが、現状の業務委託費用は、主として人件費が占めており、再委託に係る経費が契約金額の8割以上に達しており、改革プランの方針と整合していないと考える。改革プランの方針に従って、再委託業者への直接発注する、あるいは、公募により指定管理者を指定するということも選択肢になるものと考えている。</p> | 対応予定 (R6.1) | <p>市営キャンプ場の管理運営に際しては、当該施設が本市の観光振興を図るうえで重要な施設であることから、市全域の観光振興を管轄する(公社)相模原市観光協会へ委託している。当該施設は地域の観光振興を図る拠点としての機能を有していることから、協会は事業の一部を地域の観光振興団体に再委託する形で管理運営してきたものと考えている。</p> <p>今後、改革プランに基づき、再委託分の検証などを実施するとともに、再委託受注者との直接委託化など、最適な契約方法について、調整を図っていく。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分 (公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|--------------|----|-------|---|-----------------|--|
| 29-意-53 | P173~ 176 | 意見 | 商業観光課 | <p>【一般社団法人相模原市観光協会】 アンテナショップの当初出店時の検討状況について</p> <p>市による出店前の損益分岐点分析では、粗利率30%以上の前提でしか行われていないにも関わらず、法人化前(任意団体)の観光協会側は、粗利率が30%を下回る水準で多数の仕入先と契約している。事業開始の時点で、所管課の損益分岐点分析の想定は崩れていた。 (現状の粗利率は、18.6%)</p> | 対応済 (H30.11) | <p>アンテナショップ出店当初は、売上予測にも不確定要素が多分にあったことから、粗利率よりも売れ残りリスクの回避を重要視し、消化委託販売の方式を採用した経過がある。</p> <p>新規取扱いの日配品(パンなど)については買取販売方式とするなど、見直しを図っている。</p> <p>既存の商品については、販売数量や売れ残りによる在庫管理のリスクを勘案し、買取販売方式への移行が望ましいものについては、納入業者との調整を図っている。</p> <p>順調に売上を伸ばしてきた実績を考慮し、今後も一部の商品については消化委託販売から買取販売方式へ変更するなど、可能な範囲で粗利率の見直しを図るよう指導を行う。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|----------|----|----------------|---|------------|--|
| 29-意-54 | P176~178 | 意見 | 観光・シティプロモーション課 | <p>【一般社団法人相模原市観光協会】 アンテナショップの経営基本方針について</p> <p>観光協会は、経営基本方針を、「アンテナショップの運営を通じて本市への集客の向上、観光誘客、消費の拡大を促進させる」としているが、補助金に対して直接的な消費の拡大効果と観光客数への直接の影響は、同等の金額の補助金に対して効果は低く見える。成果を判断することは困難と考えられる。アンテナショップの事業目的を再確認の上、何をもちて成果を確認するのか、検討が必要と考えらえる。</p> | 対応済(R3.3) | <p>店舗におけるレジ通過者数とイベントにおける来場者数は、計測方法等に違いがあることから、単純にその影響を比較することは困難であるが、売上や来客数の大幅な増加、令和2年7月に実施した利用者アンケートなどにより「域内交流を促進させる」という当初の役割は達成したと考えていることから、市と観光協会が一体となり、より発展的なコンセプトについて検討した。</p> <p>また、令和2年9月に、観光振興に繋がる店舗運営を明確にするため、sagamix運営部会において新たなコンセプト「ジモトの人がジモトのモノを」(消費する、紹介(発信)する)を設定した。店舗運営への反映方法については、アンケート調査において、観光情報の拠点である認識を広めることが、外部への発信(土産購入等)に優位な影響を与える結果であったことから、sagamix = 「相模原産品を売るお店」から、『観光情報を発信するアンテナショップ』というイメージを定着させる取組み、物販を通じた情報発信の強化を図る。また、成果は外部への発信効果等について、定期的な利用者アンケートにより確認することとした。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|----------|----|----------------|---|-------------|---|
| 29-意-55 | P179~181 | 意見 | 観光・シティプロモーション課 | <p>【一般社団法人相模原市観光協会】 アンテナショップについて (アンテナショップの契約条件について)</p> <p>1) 出店契約について 家賃及び共益費の坪単価は、都内や横浜市中心部の坪単価と比較しても遜色ない水準で、店舗運営上、家賃負担が重い。また、出店場所としての優位性が優先されており、結果的に、アンテナショップは、賃料が売上高から仕入高を控除した粗利益の約80%を占める高コスト体質となっており、補助金なくして存続できない状況を生んでいる。</p> <p>2) 仕入先との契約条件について 粗利率が低迷する中、仕入先との契約条件である掛率の見直しが行われていない。 1) 及び2) について、契約条件全般の見直しが必要と考えられる。</p> | 対応困難(R6.1) | <p>1) 出店契約について ・平成31年度からの出店契約においても、貸主との交渉により共益費を含む賃料8%程度の減額を達成しており、固定経費の削減に取り組んでいる。 ・なお、アンテナショップの特性上、家賃の一部に対し市補助金を充てる考え方自体は適正であると考えておりますが、経営の健全化により、依存度の低減を図るよう指導する。</p> <p>2) 仕入先との契約条件について ・令和3年4月1日から公益社団法人に移行し、アンテナショップ運営を公益目的事業として整理しているため、その性質から収益を優先とした掛率の見直しを行うことは困難であることから、仕入れ方式の切り替え等による効率的な運営を行っていく。 ・既存の商品については、販売数量や売れ残りによる在庫管理のリスクを勘案し、買取販売方式への移行が望ましいものについては、納入業者との調整を図っている。 ・新規取扱いの日配品(パンなど)については買取販売方式とするなど、見直しを図っている。</p> |
| 29-意-56 | P181~184 | 意見 | 商業観光課 | <p>【一般社団法人相模原市観光協会】 アンテナショップについて(アンテナショップのリニューアルについて)</p> <p>賃貸人の都合により、平成27年度中にアンテナショップのリニューアル工事が行われた。レイアウト変更の際に、コンサルティング会社により作成された基本計画において計画されたカフェ部門の売上目標に対して、観光協会の収支計画ではその17%程度の売上しか見込んでいないにもかかわらず、基本計画に沿ってレイアウト変更工事を行っている。レイアウト変更の際に実現可能性の検討が不十分であったものと考えられる。</p> | 対応済(H30.11) | <p>平成29年度、コスト削減の観点からカフェスペースを半減したことを確認した。この余剰スペースを利用し、より高い売上が見込まれる物販機能の強化、充実に取り組んでいる。 今後も、売上実績等のデータを活用し、常にお客様の目線に立った店舗運営がなされるよう、指導していく。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分 (公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|----------|----|-------|--|-----------------|--|
| 29-意-57 | P166 | 意見 | 商業観光課 | <p>【一般社団法人相模原市観光協会】 アンテナショップについて (野菜類の販売について)</p> <p>アンテナショップでは、需要があり売につながりするため、粗利率が15%程度の野菜類の販売を拡大している。野菜類を含む生鮮製品の売上割合は53%に上っているが、相模原産の野菜は、近隣大手小売店でも販売されている。「民間企業や非営利法人で代替可能な事業については、極力抑制する。」という改革プランの方針に合致しているか、十分な検討が必要と考えられる。</p> <p>粗利率の低い商品の比率が高くなっており、一定の利益を計上するためには販売数量を増加させる必要がある。現在の人員配置で、販売数量の増大が最適な方策なのか、検討の余地があると考えられる。</p> <p>アンテナショップ設置の目的と達成すべき成果の明確化が必要である。</p> | 対応済 (H30.11) | <p>アンテナショップにおける野菜類の販売については、新規就農者の販路確保による地域経済の活性化にも寄与することから、当該店舗の事業目的に合致するものと考えている。</p> <p>新鮮な地元の野菜類は、来客数の増加に効果的であることに加え、地産地消の観点からも、今後も継続していく方針である。</p> <p>今後は、天候不順による商品の不足や、季節物のため同じ種類の野菜が大量に入荷するなどの課題への対応策の検討とともに、品質の向上について、調整を図っていく。</p> |
| 29-意-58 | P190~193 | 意見 | 商業観光課 | <p>【一般社団法人相模原市観光協会】 内部管理体制について (アンテナショップの内部管理体制について)</p> <p>定型化されていない、あるいは定型化できない作業が多く、またシステム対応が不十分であるために手作業によらざるを得ない部分や、あるいはスムーズに作業できない部分も多い。日常業務効率化のため、仕入先との取引条件の見直しや管理業務効率化に資する追加投資が必要と考えられる。</p> | 対応済 (H30.11) | <p>商品管理を電子化するなど棚卸し作業の簡素化や店舗の時間帯による混雑状況を勘案したシフト編成を徹底するなど日常業務の効率化を図った。</p> <p>平成30年度中には、より細かな売上分析等が可能なシステムの導入により、管理業務の効率化を図っていく。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和6年1月現在)

テーマ「相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について」

| 番号 | 報告書頁 | 区分 | 所管課 | 内容(報告書より抜粋) | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容 |
|---------|----------|----|----------------|---|------------|--|
| 29-意-59 | P193~194 | 意見 | 観光・シティプロモーション課 | <p>【一般社団法人相模原市観光協会】 内部管理体制について(アンテナショップ運営に関する内規の整備について)</p> <p>契約の締結に関して、継続的に取引を行う場合の取扱いが定められておらず、買取りの場合については、契約等が締結されていない。さらに、注文に関して請書は入手されておらず、見積りも取得されていない。現行規程を、アンテナショップを運営している団体の実態に即した内容に修正するか、あるいは別途内規を整備することが必要である。</p> | 対応済(R4.4) | <ul style="list-style-type: none"> ・「観光協会5カ年計画」に位置づけを検討している「アンテナショップ運営部会」において、現行法令に則した規程の整備を図るとともに、店舗職員による適正な執行を指導していく。 ・令和3年3月開催の理事会において契約事務規程の改正(アンテナショップの運営に関するものは別に定める)を行うとともに、少額取引が頻繁に行われる運営実態に即した内規としてアンテナショップ契約事務要領を整備した。 |

| 指摘事項 | | 意見 | |
|--------|----|------|----|
| 措置済 | 11 | 対応済 | 47 |
| 検討・改善中 | 0 | 対応予定 | 3 |
| 措置困難 | 0 | 対応困難 | 9 |
| 合計 | 11 | 合計 | 59 |